

令和5年度

正しい交通ルールを守る県民運動 実 施 要 綱

岩手県交通安全憲章

わたくしたちは、人命尊重の精神にのっとり、交通道徳を高め正しい交通ルールを 守り、交通事故のない明るい社会をつくるため、この憲章を定め実践することを誓い ます。

- 1 わたくしたちは、つねに正しく歩行し、危険な横断やとび出しはしません。
- 2 わたくしたちは、飲酒運転、無免許運転は絶対しません。また、つねに安全運転 につとめ、速度違反や無理な追い越しはしません。
- 3 わたくしたちは、家族みんなで交通安全の話しあいをもちます。また、いつでも、 どこでも愛の一声をかけあいます。
- 4 わたくしたちは、こどもと高齢者、からだの不自由な人たちを交通事故から守り ます。
- 5 わたくしたちは、よい交通環境をつくり、みんなで正しく利用します。

(昭和48年 9月14日制定)

(昭和61年11月 4日改正)

岩手県交通安全対策協議会

岩手県交通安全年間スローガン(2023(令和5)年度~)

【最優秀賞】 「無事故の輪 みんなでつくる 岩手県」

【優秀賞】 「思いやる 心が輝く 岩手県」

【優秀賞】 「岩手県 みんなの笑顔が 無事故に光る」

安全運転五則

- 1 安全速度を必ず守る。
- 2 カーブの手前でスピードを落とす。
- 3 交差点では必ず安全を確かめる。
- 4 一時停止で横断者の安全を守る。
- 5 飲酒運転は絶対にしない。

飲酒運転4(し)ない運動

- 1 運転するなら酒を飲まない。
- 2 運転する人に酒を提供しない。
- 3 酒を飲んだ人に車を提供しない。
- 4 酒を飲んだ人の車に同乗しない。

自転車安全利用五則

- 車道が原則、左側を通行
 歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

冬道の安全運転(いち、にっ、さん運動)

- 1 一割スピードダウンしよう。
- 2 二倍の車間距離をとろう。
- 3 三分早めに出発しよう。

目 次

7	趣 旨 1
2	期 間 1
3	年間スローガン 1
4	運動の基本 【高齢者と子どもの交通事故防止】1
	【被災地等の交通事故防止】 1
5	重点項目と推進事項 2
6	季節運動 5
7	推進期間 5
8	日を定めて行う交通安全活動 6
9	実施機関・団体における運動の進め方 6
0	参考「令和5年度正しい交通ルールを守る運動県民大会」6
0	実施機関・団体の主な実施事項例 7
0	被害者等の相談支援・交通事故相談 8
\cap	交通事故被害者数落機関。団体 Q



<正しい交通ルールを守る運動推進マーク>

正しい交通ルールを守る運動の盛り上がりと浸透を図るため、昭和49年3月1日に岩手県 交通安全対策協議会が制定(白地に赤と緑で岩手の「イ」と道路、赤信号、交通整理、車の 流れをそれぞれ表現し、正しい交通ルールを守る意欲を力強く象徴化した。

令和5年度正しい交通ルールを守る県民運動実施要綱

1 趣旨

本県民運動は、人命尊重の理念の下、交通事故の撲滅を目指して、全ての県民が交通安全思想の高揚に努め、正しい交通ルールの遵守と交通マナーの実践を通じて、安全で快適な交通社会を築くため、県を始めとする関係機関・団体及び地域住民が一体となって、県民総参加による交通安全運動を強力に推進するものである。

2 期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間

3 年間スローガン

「無事故の輪 みんなでつくる 岩手県」

4 運動の基本

県内では、交通事故死者の約6割を高齢者が占めており、全事故に占める高齢者が関係した事故の割合も高い状況にあるほか、被災地及び被災地への幹線道路においては、復興の進展に伴う道路環境の変化による交通事故の発生が懸念されることから、これらの交通事故情勢に対処するとともに、次代を担う子どもを輪禍から守るため、「高齢者と子どもの交通事故防止」「被災地等の交通事故防止」を運動の基本とする。

(1) 高齢者と子どもの交通事故防止

ア 高齢者の交通事故防止

高齢者の交通事故を防止するため、次の事項を推進する。

- ・ 高齢者在宅家庭訪問時の交通安全指導や、交通安全教室への参加促進による交通ルールと 交通マナーの定着化
- ・ 加齢に伴う身体機能の変化が交通行動に及ぼす影響や、運転者側から見た歩行者・自転車 利用者の危険行動の理解を目的とした参加・体験・実践型の講習等を通じた安全指導
- 道路横断時の確実な安全確認の励行
- ・ 歩行者・電動車いす利用者・自転車利用者への交通安全指導、保護・誘導活動
- 反射材用品等の効果の周知と着用の励行
- ・ 衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載した安全運転サポート車(略称:サポカー) の普及啓発
- 運転免許証自主返納制度の周知及び自主返納者に対する支援対策
- ・ 高齢者マークや障がい者マーク等を表示した車両や歩行者・自転車利用者に対する「思い やり運転」の実施
- ・ 高齢者マークの積極的な表示促進と安全運転の励行

イ 子どもの交通事故防止

子どもの交通事故を防止するため、次の事項を推進する。

- ・ 交通安全教室等による歩行者・自転車利用者としての交通ルールと交通マナーの定着化
- 子どもを輪禍から守るための街頭における交通安全指導の実施
- ・ 登下校(園)時の安全確保のための関係機関・団体による通学(園)路及び日常的に集団で移動する経路等(以下「通学路等」という。)の安全点検と家庭における子どもへの適切な助言
- ・ 交通安全教育の場に保護者等も積極的に参加し、家庭や地域が一体となった交通安全行動 の実践と適切な指導助言を実施
- ・ 通学路等の子どもが通行する場所における安全速度の遵守

(2) 被災地等の交通事故防止

東日本大震災津波や自然災害による被災地等において、復興に伴う道路環境の変化による交通事故を防止するため、次の事項を推進する。

- ・ 工事車両等が通行する通学路等における交通安全の確保
- 復興関連事業所における安全運転管理の徹底

・ 交通事故情報等の周知と街頭啓発活動等による交通安全意識の高揚

5 重点項目と推進事項

運動の基本を念頭におきながら、以下を重点項目として推進事項に取り組むものとする。

(1) 重点項目

ア ライトの早め点灯・反射材用品等の着用

夕暮れ時・夜間の歩行者が関係する事故は、発見の遅れが要因の一つであり、特に9月以降、日没後の重大事故が多発することから、相互に気付き気付かせる「ライトの早め点灯[※]」「反射材・LEDライトの着用」等の「3(サン)ライト運動[※]」を推進する。

イ 運転者の歩行者保護意識の醸成と道路横断者の交通マナーの向上

道路横断中における歩行者の事故を防止するため、運転者による横断者の有無の確認と横断歩道における歩行者優先の徹底、歩行者の横断時における「止まる-見る-待つ」の交通安全行動の遵守と、運転者と歩行者の双方による、手を使った意思表示「ハンド・コミュニケーション²⁸³」の実践を推進する。

ウ スピードダウンの徹底

スピードの出し過ぎは、運転者の視野を狭くし、危険の発見や緊急時の判断を遅らせるほか、交通事故 時の衝撃が大きくなるなど、重大な交通事故をもたらすことから、制限速度を守ることはもちろん、交通 環境や道路状況に応じた安全な走行速度の実践を推進する。

エ 飲酒運転の根絶

少しのアルコールでも運転に影響を与え、また、事故当事者の人生にも多大な影響を与える重大な犯罪である飲酒運転の根絶を目指す。

オ 自転車の安全利用の推進

「自転車は車両である」ことを自覚し、車道の左側通行の原則、整備不良車運転の禁止、全ての自転車利用者によるヘルメット着用等の交通ルールの遵守、周囲の安全を思いやる交通マナーの実践、適切な点検・整備の実施、自転車損害賠償責任保険又は共済(以下「自転車損害賠償責任保険等」という。)への加入により、安全な自転車利用を推進する。

(2) 推進事項

(Z) JEJE	T'A
推進主体	推進事項
家庭では	○ 夕暮れ時や夜間外出時、高齢者を始め家族全員が反射材用品等の着用を習慣付ける。
	○ 自動車運転者には、夕暮れ時のライト早め点灯や夜間の原則上向きライト走行(ハイビーム走
	行)を呼び掛ける。
	○ 事故に遭わない、起こさないために「止まる-見る-待つ」の交通安全行動を習慣付ける。
	○ 道路横断の際は、横断歩道を渡り、近くに横断歩道がない場合には、明るい場所や見通しの良
	い場所を選び、左右の安全確認を徹底し、無理な横断はしないことなど横断時の安全確認につい
	て声掛けをする。
	○ 車も自転車もスピードが出るほど危険であることを理解し、市街地や交差点、カーブ等ではス
	ピードダウンを行い、安全なスピードで走行するよう注意し合う。
	○ 全ての座席のシートベルト・チャイルドシート着用の必要性と効果について話し合い、後部座
	席においても正しく着用する。
	注:妊娠中であっても、母体と胎児を守るため、医師の指導を受けながら正しい着用に努める。
	○ 飲酒運転の危険性や違法性を話し合い、「飲酒運転4(し)ない運動」を実践し、家庭から飲
	酒運転に関する人を出さない。

[№] ライトの早め点灯

9月21日(秋の全国交通安全運動初日)から3月31日の間は、午後4時からのライトの早め点灯を呼び掛ける。

「①ライトの早め点灯・原則上向きライト (ハイビーム) 走行」「②反射材用品、LEDライト等の着用」「③左からの車、右からの横断者に注意」のこと。

横断歩道等において、歩行者は手を上げるなどして横断する意思表示を行い、運転者は横断歩道手前で一時停止後、手を差し出し歩行者に横断を促す意思表示を行うことで、安全に横断することを確認し合うもの。

^{※2 3 (}サン) ライト運動

^{※3} ハンド・コミュニケーション

○ 高齢運転者に対して、悪天候時や体調不良時は運転を控えるなどの補償運転[※]を促すほか、運 家庭では 転免許証の自主返納について話し合う。 ○ 全ての自転車利用者によるヘルメット着用等の自転車の交通ルールや正しい乗り方を習得する とともに、反射材を含む自転車の点検・整備を確実に行う。 ○ 自転車利用者が加害者となる事故について話し合い、自身と相手を守るため、加入済みの保険 内容の確認と点検・整備に付帯したTSマーク[※]等の自転車損害賠償責任保険等について、加入 に努める。 ○ 交通安全教室や各種行事、学校でのホームルーム等を活用して、反射材用品等の効果について 地域 · 職 場・学校で 周知し、普及・着用を促進する。また、全ての座席のシートベルト・チャイルドシート着用を徹 は ○ 職場内における朝礼・会議等を利用して交通安全啓発を行う。また、自動車運転者には、夕暮 れ時のライトの早め点灯、夜間の原則上向きライト走行を呼び掛ける。 ○ ゆとりのある運転計画を立て、気象情報に基づいた適切な指示を行うなど、安全運転管理を徹 底する。 ○ 飲酒運転の危険性と違法性について従業員等に指導するとともに、ハンドルキーパー運動**の 周知や運転者の点呼時にアルコール検知器を活用するなど、飲酒運転を絶対に「しない」「させ ない」を徹底する。 ○ 毎月8日の自転車安全指導の日を中心に、子どもや高齢者に自転車安全利用五則などの正しい 自転車の乗り方を指導する。 ○ 自転車講習会に積極的に参加するなど、自転車安全利用意識の向上に努める。 ○ 自転車の事故事例を教示しながら、全ての自転車利用者によるヘルメット着用や加入済みの保 険内容の確認、点検・整備に付帯したTSマーク等の自転車損害賠償責任保険等についての必要 性を周知する。 ○ ライトの早め点灯、夜間の原則上向きライト走行、反射材用品等の着用などの模範的な交通行 関係機関・ 動を示す。 団体では ○ 待頭活動を通じて、反射材用品を、高齢者を始めとする歩行者・自転車に直接貼り付けるなど、 その普及・着用を促進する。 ○ 農作業車両運転者には、確実な運転操作など安全運転を呼び掛けるとともに、同車両及び積荷 への反射材用品の装着を促進する。 ○ スピードがもたらす危険性等の啓発活動を推進し、スピードダウンの気運を醸成する。 ○ 全ての座席のシートベルト・チャイルドシート着用は法律で定められていることを周知すると ともに、実技講習会等で正しい装着方法を教え、着用を徹底させる。 ○ 各種広報や行事を活用して、飲酒運転に伴う運転者・同乗者・酒類提供者等に対する処罰規定 を周知し、ハンドルキーパー運動やアルコール検知器の活用を促進し、飲酒運転の根絶を図る。 ○ 自動(被害軽減)ブレーキやペダル踏み間違い時加速抑制装置等が搭載され、事故の防止や被 害軽減に効果がある安全運転サポート車(サポカーS)について普及啓発を行う。 ○ 自転車安全利用五則等により、自転車利用時の交通ルールの周知と全ての自転車利用者による ヘルメットの着用推進、交通マナーの向上を図る。 ○ 整備されていない自転車に乗ると事故に遭う危険性が高まることから、適切な点検・整備の重 要性を周知する。 ○ 自転車利用者が加害者となる事故に備え、加入済みの保険内容の確認と点検・整備に付帯した TSマーク等の自転車損害賠償責任保険等について、加入が必要であることを周知する。

運転者は

自車の存在を知らせることにより交通事故の防止に努める。

○ 夕暮れ時や夜間には、ライトの早め点灯(雨天・曇天等の天候不良時のライト点灯を含む。)

と、こまめにライトを切り替える原則上向きライト走行を励行し、歩行者・自転車の早期発見と

危険を避けるため、運転する時と場所を選択し、運転能力が発揮できるよう心身及び環境を整え、加齢に伴う運転技能の低下を補うような運転方法を採ること。

[≫] TSマーク

自転車安全整備店で点検・整備を受けると自転車に貼られるマーク(有効期間1年)で、賠償責任保険と傷害保険が付帯されている。

※6 ハンドルキーパー運動

自動車で飲食店等に行く場合、酒類を飲まない人(ハンドルキーパー)を決め、その人が、仲間を安全に自宅まで送り届ける運動。

運転者は

- 横断歩道では、歩行者優先を徹底し、横断しようとしている歩行者がいる場合は、必ず一時停止して、手で横断を促すことを示す「ハンド・コミュニケーション」を実践する。
- 歩行者や自転車の側方を通過するときは、安全な間隔を保ち、徐行するなど思いやりのある運転をする。
- スクールゾーンやシルバーゾーン、ゾーン 30 を通行するときは、速度を十分に落として歩行者 や自転車の安全を確保する。
- 雨や積雪・凍結等の交通環境に応じた適切なスピードダウンによる安全運転を実践し、スリップ事故を防止する。
- 飲酒運転の危険性、違法性、責任の重大性を認識し、飲酒運転を絶対にしない。
- 普段から時間にゆとりを持った早めの出発に努め、特に長距離を運転するときはゆとりのある 運転計画を立てるなどスピードの出し過ぎを防止する。
- 同乗者の安全を守る責任があることを自覚し、シートベルトを自ら正しく着用するとともに、 全ての同乗者にシートベルト・チャイルドシートを正しく着用させる。
- 運転中に携帯電話等を操作することは、注意力が散漫になり、運転操作を誤るおそれのある危険な行為であることから、いわゆる「ながら運転」はしない。
- 前の車との車間距離を必要以上に詰めるなど、いわゆる「あおり運転(妨害運転)」はしない。
- 高齢者は、身体機能の変化や運転技能の低下を自覚し、悪天候時は運転を控えるなど、自己の 運転技能に応じた無理のない運転を心掛ける。

自転車利 用者は

- 自転車も車両であることを再確認し、車道の左側通行の原則のほか、飲酒運転や整備不良車運転の禁止等の交通ルールを遵守し、正しい交通マナーを実践する。
- 歩道通行時は歩行者優先であることを自覚し、歩行者の通行を妨げるときは必ず一時停止する。
- 乗車時の頭部保護の重要性とヘルメット着用の被害軽減効果について理解し、ヘルメットを着 用する。
- 乗車中に携帯電話等を操作することは、注意力が散漫になり、運転操作を誤るおそれのある危険な行為であり、いわゆる「ながら運転」はしない。また、ヘッドホン等の使用により周囲の音や声が聞こえない状態での運転もしない。
- 悪天候時・路面凍結時や体調不良時の安全に自転車を利用できない場合は利用を控えるよう努める。
- 夕暮れ時や夜間は、他の車両や歩行者から見えにくいことを理解し、早めにライトを点灯する ほか反射材用品等を活用する。
- 道路を通行するときは自転車安全利用五則を実践する。
- 乗車前等、適切な点検・整備を実施し安全利用に努める。
- 事故に遭った場合に備えて、自身と相手を守るため、加入済みの保険内容の確認と点検・整備に付帯したTSマーク等の自転車損害賠償責任保険等について、加入に努める。
- 高齢者は、加齢による身体機能の変化を認識し、悪天候時や体調不良時は利用を控えるなど無理のない利用を心掛ける。

歩行者は

- 道路横断の際は、横断歩道を渡り、近くに横断歩道がない場合には、明るい場所や見通しの良い安全な場所を選び横断する。横断時は、「止まる一見る一待つ」の交通安全行動の徹底と手を上げるなどの「ハンド・コミュニケーション」を実践し、無理な横断はしない。
- 道路を通行する者の一員として、交通ルールの遵守と交通マナーの向上が必要であることを再確認する。
- 夕暮れ時や夜間外出時には、反射材用品等を着用する。
- 携帯電話等の画面を見ながらの歩行は、注意力が散漫になり、周囲を巻き込んでの事故となる おそれがある危険な行為であることを認識し、いわゆる「歩きスマホ」はしない。
- 高齢者は、夕暮れ時や夜間の交通事故の被害に遭うリスクが高い時間帯の外出を控えるよう努め、外出時は、明るい服装と反射材用品等の着用を心掛ける。また、加齢による身体機能の変化を認識し、余裕を持った横断を心掛ける。

6 季節運動

季節に応じて集中的に注意を喚起する運動は、交通安全の意識付け及び交通事故防止に有効であることから、運動の趣旨や重点を念頭に、以下の運動に取り組むものとする。

名 称	実 施 期 間	運動の趣旨等		
春の全国	5月11日(木)から	交通対策本部決定に準ずる。		
交通安全運動	5月20日(土)まで	スローガン		
	の10日間	「運転は ゆとりとマナーの 二刀流」		
夏の交通事故	7月15日(土)から	1 運動の趣旨		
防止県民運動	7月24日(月)まで	夏季は、暑さや長距離運転による過労に起因する交通事故や夏休み中の子		
	の10日間	どもが関係する交通事故の発生が懸念されることから、交通ルールの遵守と		
		交通マナーの実践により、交通事故防止の徹底を図る。		
		2 運動の重点		
		① 暑さなどによる過労運転の防止		
		② 高齢者と夏休み中の子どもの交通事故防止		
		③ 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底		
		④ 飲酒運転の根絶		
		3 スローガン		
		「もちましょう 心の余裕と 車間距離」		
秋の全国	9月21日(木)から	交通対策本部決定に準ずる。		
交通安全運動	9月30日(土)まで			
	の10日間	「夕暮れの ライトは迷わず 早めから」		
	12月15日(金)から	· —· / · · · — · ·		
防止県民運動	12月24日(日)まで			
	の10日間	どもが関係する交通事故の発生が懸念されることから、交通ルールの遵守と		
		交通マナーの実践により、交通事故防止の徹底を図る。		
		2 運動の重点		
		① 冬道用タイヤ装着の徹底		
		② 高齢者と冬休み中の子どもの交通事故防止		
		③ スピードダウンの徹底		
		④ 飲酒運転の根絶		
		3 スローガン		
		「「なにで来た?」乾杯前の 合言葉」		

7 推進期間

4月の新入学期に合わせ、新入学期の交通事故防止推進期間を、5月の自転車月間に合わせ、自転車の安全利用推進期間を設定し、推進期間の趣旨や重点を念頭に、広報啓発等に取り組むものとする。

——利用推進期	間を設え	Eし、:	性進典	間の趣旨や重点を念頭に、仏報啓発等に取り組むものとする。
名 称	実 旅	期	間	推進期間の趣旨等
新入学期の	4月6日	(木)	から	1 推進期間の趣旨
交通事故防止	4月15日	(土)	まで	新入学児童等に対する交通ルールの理解と交通マナーの習慣付けを図ると
推進期間	の10日間	引		ともに、運転者等に対し新入学児童等の保護意識を醸成することにより、子
				どもの交通事故防止を図る。
				2 推進の重点
				① 運転者の歩行者保護意識の醸成と道路横断者の交通マナーの向上
				② 自転車の安全利用の推進
				③ 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
				3 スローガン
				「あげた手は いのちをしらせる 警報機」
自転車の	5月1日	3 (月)	から	1 推進期間の趣旨
安全利用	5月31日	1 (水)	まで	自転車利用者の安全意識の高揚を図り、全ての自転車利用者によるヘルメ
推進期間	の1かタ	間		ットの着用等の交通ルールの遵守と交通マナーの実践、適切な点検・整備と
				加入済みの保険内容の確認、点検・整備に付帯したTSマーク等の自転車損
				害賠償責任保険等への加入の促進により、自転車の安全利用の推進を図る。
				2 推進の重点
				① 自転車の交通ルールの遵守

自転車の	② 歩行者等に配慮した安全利用と全ての自転車利用者によるヘルメット着
安全利用	用の推進
推進期間	③ 飲酒運転、二人乗り、並進、傘さし、携帯電話使用、ヘッドホン使用等の危険な行為の禁止
	3 スローガン
	「自転車に 乗るなら必ず ヘルメット」

8 日を定めて行う交通安全活動

特定の日を設けて交通安全の意識付けを図り、安全行動の実践を促進することを目的とした交通安全活動の 日は、以下のとおりであり、趣旨や推進事項を念頭に取り組むものとする。

目は、以	下のとおりであり、趣旨や推進事項を念頭に取り組むものとする。
名 称	趣 旨 及 び 推 進 事 項
岩 手 県	月の初めに交通安全意識を新たにし、一日無事故及び月間無事故を誓い、県民総ぐるみで交通事故防
	、 止を推進することを目的とする。
交通安全の日	【関係機関・団体の推進事項】
	① 県及び市町村の交通安全対策協議会は、関係機関・団体等と緊密な連携の下に、各種広報媒体を活
毎月1日	用し、県民に対し「岩手県交通安全の日」の趣旨の周知徹底を図るものとする。
	② 市町村及び関係機関は、交通ボランティア団体やPTA等と連携し、通学(園)路等において、交通
	ルールの遵守と交通マナーの向上を図るための街頭指導を行うものとする。
	③ 各事業所・団体等は、安全管理を徹底するとともに、ライトの早め点灯やスピードダウンの徹底、
	飲酒運転の根絶など、従業員等に対し具体的な交通安全指導を行うものとする。
岩 手 県	自転車による交通事故及び歩行者の被害を防止するため、適正な利用の指導を推進することを目的と
自転車安全	する
	【関係機関・団体の推進事項】
指導の日	① 県及び市町村の交通安全対策協議会は、関係機関・団体等と緊密な連携の下に、各種広報媒体を活
	用し、県民に対し「岩手県自転車安全指導の日」の趣旨及び自転車の安全利用・マナーアップの周知
毎月8日	徹底を図るものとする。
147,101.	② 市町村及び学校を始めとする関係機関・団体等は、交通安全教室や街頭指導を通じて、無灯火、二
	人乗り、携帯電話使用の危険性及び歩行者等に配慮した正しい乗り方の普及啓発を図るものとする。
	③ 各事業所・団体等は、自転車が関わる身近な交通事故事例を取り上げた職場教育の実施等により、
	従業員等に対し具体的な交通安全指導を行うものとする。
岩 手 県	高齢者の交通事故防止と高齢者が安全に住める交通環境を確保するための諸対策について、総合的に
シルバー	推進することを目的とする。
1 * /	【関係機関・団体の推進事項】
交通安全	[① 界及UTIFITIO 人
指導の日	用し、県民に対し「岩手県シルバー交通安全指導の日」の趣旨及び高齢者の保護等の周知徹底を図る
	ものとする。
毎月 17 日	② 市町村及び関係機関・団体等は、相互に連携し、高齢者在宅家庭訪問、高齢運転者教室等での指導・
	啓発活動を推進し、反射材着用や高齢運転者標識(高齢者マーク)の表示の促進を図るものとする。
	また、街頭指導において、高齢者への反射材の直接貼付や一声掛けるなど、高齢者の交通安全意識
	の高揚を図るものとする。
	③ 各事業所・団体等は、高齢者が関わる身近な交通事故事例を取り上げた職場教育の実施等により、
	従業員等に対し具体的な交通安全指導を行うものとする。
交通事故列	5月20日(十) 9月30日(十)
ゼロな	
-	190.1.11 大语字合计学卡切外字(190.0.0 设元)
目指すり	

9 実施機関・団体における運動の進め方

- (1) 実施機関・団体は、本運動が真に県民運動として実効が上がるよう、相互に連携を図りながら「実施機関・団体の主な実施事項例」を参考として取り組むものとする。
- (2) 実施機関・団体は、本運動をその組織及び会員等に定着させるよう努める。
- (3) 実施機関・団体は、会報等により構成団体や従業員等に本運動の周知を図るとともに、ポスターやホームページ、施設内放送など各種媒体を活用して本運動を県民に広報する。

参考 令和5年度正しい交通ルールを守る運動県民大会(予定)

【開催日】令和5年11月中 【開催場所】盛岡市都南文化会館(キャラホール)

実施機関・団体の主な実施事項例

天 ル 機 渕 ・	<u> </u>	山 仲 り 土 な 夫 旭 尹 垻 例
	1	正しい交通ルールを守る県民運動の普及・推進
	2	各種広報媒体を活用した広報・啓発活動の推進
共通事項	3	各種交通安全関係行事への積極的な参加
· 大地事項	4	会報、会議等における関系団体や従業員等に対する交通安全意識の高揚
	5	ライトの早め点灯・夜間の原則ハイビーム走行の実践、反射材用品等の
		着用
	1	正しい交通レールを守る県民 野水関する企画・推進
県	2	交通安全教育・広報啓発活動の推進
	3	市町村及び関係機関・団体との連絡開整
	1	市町村における交通安全啓発活動の企画・推進
	2	関係機関・団体との連絡調整
市町村	3	交通指導隊による交通安全指導等の実施
	4	年代別、段階的な参加・体験・実践型交通安全教育の推進
道路管理者	1	安全かつ快適な道路環境の整備・維持管理、交通安全施設の点検整備
(国・県・市町村・高速道路)		道路情報収等を活用した情報提供
	1	街頭警戒活動、指導取締り活動の強化、交通安全施設等の整備充実
警察		年代別、段階が念か・体験・実践型交通安全教育の推進
教育委員会(県、市町村)、	_	PTA、地域関係機関・団体 家庭と連携した指導
小・中・高校、幼稚園、保育園、PTA他教育	$\frac{1}{2}$	
関係団体	3	学級活動、学校行事、子ども会活動等による交通安全指導の充実
MARIT		体験型資機材の活用及び交通安全の呼び掛け
交通安全協会		ハンドルキーパー運動の推進
大心女王(m)五		反射材用品等の着用促進
	1	「交通安全は、家庭から運動」の推進
交通安全母の会、	$\begin{bmatrix} 1 \\ 2 \end{bmatrix}$	高齢者及び母親と子どもに対する交通事故防止啓発活動の推進
各女性団体協議会	3	高齢者在宅家庭訪問の推進
		地域の安全に貢献する交通安全教育センター活動の推進
化字点新市教羽记协会	$\begin{vmatrix} 1 \\ 0 \end{vmatrix}$	
指定自動車教習所協会	$\frac{2}{2}$	初心運転者に対する交通安全教育の徹底、高齢者講習の充実強化指定講習機関を活用した運転免許取得者教育の推進
老人クラブ	$\frac{1}{2}$	会員の交通安全意識を高める活動の推進
	2	各種会合での高齢者の交通安全意識の高揚と交通安全行事への参加呼び掛け
自動車会議所、自動車販売店協会、レンタカー	$\frac{1}{2}$	ユーザーに対するワンポイント・アドバイスの航行
協会、自動車整備振興会	2	自動車の点検整備の徹底
	3	車両貨出時の安全運転の呼び掛け
	1	ユーザーに対するワンポイント・アドバイスの徹底
自転車二輪車商業協同組合、	2	二輪車実践講習と自転車の正しい乗り方指導講習会等の開催
二輪車安全普及協会	3	自転車の点検・整備、TSマーク・防犯登録の普及、ツーロックの促進
\$ 14.6 \range \text{14.6}	1	二輪車の点検・整備、グッドラグダー・防犯登録、保険加入の推進
バス協会、トラック協会、タクシー協会、ハ・タク交通共済	1	事業所、営業所等における交通安全教育の推進、運転者への安全管理の指導
協同組合、自家用自動車協会、建設業協会、商		交通諸に対する「思いやり運転」の呼び掛け
工・経済団体、労働局	1	交通労働災害防止対策の推進、過積載防止運動の実施
農林漁業関係団体	1	農作業安全運動等による組合員等に対する啓発活動の推進
	2	農林漁業作業中における交通事故防止の呼び掛け
酒造組合、小売酒販組合連合会、生活衛生営業	1	飲食店等において、飲酒運転をさせない環境の整備
指導センター	2	ハンドルキーパー運動や飲酒時のタクシー・運転代行の利用促進
 鉄道事業者	1	踏切事故ゼロ運動の積弱的推進
VE 7 /\(\(\tau\)		運転者、歩行者等に対する踏刃事故防止の呼び掛け
報道機関	1	各種交通安全活動報道による県民の交通安全意識の高揚

者 等 $\boldsymbol{\sigma}$ 相 談 支 援

いわて被害者支援センター

相談支援

~事件・事故による~

≪電話相談≫(土目、祝日を除く10:00~17:00)

犯罪被害者や家族からの精神的悩み等を電話によって相談を 受け、悩みの軽減や解決などを行います。

●事件や交通事故の相談 ☎019-621-3751

犯罪被害者等相談電話(12/29~1/3までを除く7:30~ 22:00)

全国共通ナビダイヤル 20570-783-554

●性犯罪・性暴力の相談 ~はまなすサポート~ ☎ #8891 (24時間対応)

ひかり電話からは、☎0120-8891-77 にお電話ください。

≪面接相談≫

事前予約制となります。

≪メール相談≫ ホームページ内のメールフォームから 24時間受け付けていますが、返信には数日かかる場合が あります。

ホームページ https://www.iwate-vsc.jp/

広報·啓発活動

被害者のおかれた現状と支援の必要性を県民に理解 していただくために広報・啓発活動を行います。

自助グループ支援

交通事故被害者遺族で構成する自助グループへの 支援活動を行います。

(申込:一関市消費生活センター)

TEL 0191-21-8342

直接支援

≪付添支援≫

被害者等の証人出廷、裁判の傍聴、病院への通院、警察 等での事情聴取等の際に被害者の精神的負担の軽減を図る ための付添い支援を行います。

≪自宅訪問≫

必要に応じて、ご自宅又はお近くの場所で面談すること もできます。

≪情報の提供≫

刑事手続きの流れなど必要とする情報を提供します。

≪生活支援≫

被害後、日常生活に支障のある方については、必要な身 の回りのお世話も行います。

≪犯罪被害者等給付金の申請≫

給付金の申請から給付までの手続きの補助を行います。

<お問い合わせ先>

〒020-0021 盛岡市中央通3丁目10番2号 (岩手県立県民生活センター2F)

公益社団法人 いわて被害者支援センタ

交 (令和5年度) 談 故 相 通

常	相談場所	相談日	相談時間
設相談	岩手県立県民生活センター TEL019-624-2244	月曜日~金曜日(祝日・年末年始を除く) ※ 感染防止のため、希望される方は事前に電話するようお願いします。	午前9時~午後5時30分

県民生活センターでの相談のほか、下記開催場所で巡回相談を行っています。 (相談時間午後1時~午後3時)

	開催場所	相談日	開催場所	相談日
	八幡平市役所本所 (申込:八幡平市防災安全課) TEL 0195-74-2111	4月4日 (火) 7月4日 (火) 10月3日 (火) 1月9日 (火)	宮古市役所本庁舎 (申込:宮古市消費生活センター) TEL 0193-68-9081	4月25日 (火) 7月25日 (火) 10月24日 (火) 1月30日 (火)
巡	花巻市役所本庁舎 (申込:花巻市市民生活総合相談センター) TEL 0198-41-3551	5月9日 (火) 8月1日 (火) 11月7日 (火) 2月6日 (火)	大船渡市役所本庁舎 (申込:大船渡市消費生活センター) TEL 0192-27-3111	5月16日 (火) 8月8日 (火) 11月14日 (火) 2月13日 (火)
E	北上市役所本庁舎 (申込:北上市消費生活センター) TEL 0197-72-8203	6月6日 (火) 9月5日 (火) 12月5日 (火) 3月5日 (火)	釜石市役所第1庁舎 (申込:釜石市消費生活センター) TEL 0193-22-2701	6月22日 (木) 9月21日 (木) 12月21日 (木) 3月21日 (木)
村	(申込:遠野市消費生活センター) TEL 0198-62-6318	4月13日 (木) 7月13日 (木) 10月12日 (木) 1月18日 (木)	久慈市役所本庁舎 (申込:久慈市消費生活センター) TEL 0194-54-8004	5月23日 (火) 8月22日 (火) 11月28日 (火) 2月20日 (火)
彰	奥州市役所本庁 (申込:奥州市生活環境課) TEL 0197-24-2111	4月20日 (木) 7月20日 (木) 10月19日 (木) 1月23日 (火)	岩手県二戸地区合同庁舎 (申込:二戸消費生活センター) TEL 0195-23-5800	6月29日 (木) 9月28日 (木) 12月25日 (月) 3月28日 (木)
	一関市役所本庁	6月13日 (火) 9月12日 (火)	※ 巡回相談は事前予約制です。相談日 の正午までに申込みください。	の2日前(土日祝日を除く)

※ 日程を変更する場合もありますので、あらかじめ確認をお願いし ます。

(火)

(火)

12月12日

3月12日

[※] 相談時間は午後1時~午後3時です。

交通事故被害者救済機関・団体

(公財)日弁連交通事故相談センター岩手支部

岩手県盛岡市大通 1-2-1 岩手県産業会館本館 2 階(電話 019-623-5005)

主な相談内容

1.賠償責任者の認定、2.損害賠償額の算定、3.賠償責任の有無・過失の割合、

4.損害の請求方法、5.交通事故の民事上の法律問題、6.交通事故示談の斡旋

(公財)交通事故紛争処理センター仙台支部

宮城県仙台市青葉区一番町 4-6-1 仙台第一生命タワービルディング 11 階(電話 022-263-7231)

主な相談内容

1.交通事故に関する弁護士による無償法律相談、2.交通事故に関する弁護士による 和解の無償斡旋、3.交通事故に関する紛争解決のための審査、4.交通事故による損 害賠償に関する調査研究

(公財)交通遺児等育成基金

東京都千代田区麹町 4-5 海事センタービル 7 階 (電話 03-5212-4511 フリーダイヤル 0120-16-3611) E-mail:info1@kotsuiji.or.jp URL https://www.kotsuiji.or.jp

実 施 事 業 1.交通遺児育成基金事業、2.交通遺児等支援事業

日本司法支援センター岩手地方事務所(法テラス岩手)

岩手県盛岡市大通 1-2-1 岩手県産業会館本館 2 階(電話 050-3383-5546)

URL http://www.houterasu.or.jp(法テラスホームページ)

実 施 事 業 | 民事法律扶助(無料法律相談、弁護士・司法書士へ依頼する裁判費用等の立替)

(一財)道路厚生会

東京都千代田区紀尾井町 3-12 紀尾井町ビル 11 階(電話 03-6674-1761)

URL https://www.douro-kouseikai.org/(道路厚生会ホームページ)

実 施 事 業 | 1.修学資金援助(1人1年間 396,000円)、2.卒業祝金支給(100,000円)

独立行政法人自動車事故対策機構岩手支所

岩手県盛岡市中ノ橋通 1-4-22 中ノ橋 106 ビル 5 階(電話 019-652-5101)

交通事故被害者ホットライン(電話 0570-000738)

URL https://www.nasva.go.jp/(自動車事故対策機構ホームページ)

実 施 事 業 1.交通遺児等育成資金貸付制度、2.介護料支給制度など

(公財)交通遺児育英会

東京都千代田区平河町 2-6-1 平河町ビル 3 階(電話 03-3556-0773 フリーダイヤル 0120-521-286)

実 施 事 業 | 交通遺児奨学金貸付(学資貸付(一部給付制度あり)、入学一時金貸付)

詳しくは、直接、関係機関・団体にお問い合わせください。

岩手県交通安全対策協議会会員

正会員

正会員 株式会社アイシーエス IGRいわて銀河鉄道株式会社 岩手県 一般社団法人岩手県医師会 岩手県医薬品卸業協会 岩手県屋外広告美術業協同組合 公益社団法人岩手県看護協会 岩手県企業局 岩手県漁業協同組合連合会 一般社団法人岩手県銀行協会 一般社団法人岩手県経営者協会 岩手県軽自動車協会 一般社団法人岩手県建設業協会 岩手県厚生農業協同組合連合会 岩手県高速道路交通安全協議会 一般社団法人岩手県交通安全協会 岩手県交通安全母の会連合会 岩手県高等学校長協会 岩手県高等学校PTA連合会 岩手県小売酒販組合連合会 一般社団法人岩手県歯科医師会 一般社団法人岩手県自家用自動車協会 岩手県市長会 岩手県市町村総合事務組合 一般社団法人岩手県指定自動車教習所協会 岩手県自転車二輪車商業協同組合 一般社団法人岩手県自動車会議所 一般社団法人岩手県自動車整備振興会 岩手県自動車販売店協会 社会福祉法人岩手県社会福祉協議会 岩手県酒造組合 岩手県商工会議所連合会 岩手県商工会連合会 公益財団法人岩手県消防協会 一般社団法人岩手県私立幼稚園・認定こども園連合会 岩手県信用農業協同組合連合会 岩手県森林組合連合会 岩手県青年団体協議会 岩手県石油商業協同組合 一般社団法人岩手県タクシー協会 岩手県中古自動車販売協会 岩手県中小企業団体中央会 岩手県町村会

公益財団法人岩手県土木技術振興協会

公益社団法人岩手県トラック協会
岩手県生コンクリート工業組合
一般社団法人岩手県農業会議
岩手県農業協同組合中央会
公益社団法人岩手県農業公社
岩手県ハイ・タク交通共済協同組合
公益社団法人岩手県バス協会
一般社団法人岩手県PTA連合会
一般社団法人岩手県薬剤師会
岩手県遊技業協同組合
岩手県レンタカー協会
一般財団法人岩手県老人クラブ連合会
公益財団法人いわて産業振興センター
株式会社NTT東日本東北岩手支店
三陸鉄道株式会社
自動車安全運転センター岩手県事務所
一般社団法人生命保険協会岩手県協会
全国共済農業協同組合連合会岩手県本部
一般社団法人全国道路標識·標示業協会岩手県協会
全国農業協同組合連合会岩手県本部
株式会社テレビ岩手
東北電力株式会社岩手支店
日本放送協会盛岡放送局
一般社団法人日本自動車連盟岩手支部
一般社団法人日本損害保険協会東北支部
一般社団法人日本二輪車普及安全協会岩手県支所
東日本高速道路株式会社東北支社北上管理事務所
東日本高速道路株式会社東北支社盛岡管理事務所
東日本信用漁業協同組合連合会岩手支店
東日本旅客鉄道株式会社盛岡支社
株式会社ベアレン醸造所
賛助会員
株式会社IBC岩手放送

賛助会員
株式会社IBC岩手放送
株式会社岩手朝日テレビ
岩手県教育委員会
岩手県漁業共済組合
岩手県漁協女性部連絡協議会
岩手県公安委員会
岩手県交通指導隊連絡協議会
岩手県国公立幼稚園・こども園協議会
一般社団法人岩手県私学協会
岩手県社会教育連絡協議会
岩手県小学校長会

賛助会員 岩手県信用保証協会 岩手県生活衛生営業指導センター 岩手県生活研究グループ連絡協議会 一般社団法人岩手県専修学校各種学校連合会 岩手県地域交通安全活動推進委員連絡協議会 特定非営利活動法人岩手県地域婦人団体協議会 岩手県中学校長会 岩手県農業機械協会 岩手県農村青年クラブ連絡協議会 株式会社岩手日報社 株式会社岩手めんこいテレビ 岩手労働局 株式会社エフエム岩手 軽自動車検査協会岩手事務所 国土交通省東北運輸局岩手運輸支局 国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所 国土交通省東北地方整備局三陸国道事務所 国土交通省東北地方整備局南三陸沿岸国道事務所 IA岩手県女性組織協議会 JA岩手県青年組織協議会 独立行政法人自動車事故対策機構岩手支所 全国漁業信用基金協会岩手支所 損害保険料率算出機構盛岡自賠責損害調査事務所

日本製鉄株式会社北日本製鉄所釜石地区

日本漁船保険組合岩手県支所

協賛

盛岡地方気象台

陸上自衛隊岩手駐屯地

市町村

後	援
朝日	新聞盛岡総局
岩手	日日新聞社
河北	新報社
共同	通信社盛岡支局
産経	新聞盛岡支局
時事	通信社盛岡支局
デー	リー東北新聞社
日本	経済新聞社盛岡支局
毎日	新聞盛岡支局
盛岡	タイムス社
読売	新聞盛岡支局

※五十音順

岩手県交通安全対策協議会は、会員の御協力により運営されています。

岩手県交通安全対策協議会

[岩手県復興防災部消防安全課内] 〒020-8570 盛岡市内丸10番1号 電話:019(629)5266 FAX:019(629)5174